

えがおあふれる学校づくりのための 基本方針

(学校いじめ防止対策基本方針)

2022 (令和4) 年改訂

《藤沢市立天神小学校》

笑顔あふれる学校づくりのための基本方針 (学校いじめ防止対策基本方針)

Ⅰ いじめの防止等に関する基本的な考え方

(いじめの定義)

・ いじめ防止対策推進法 第2条1項より

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの

・ 藤沢市子どもをいじめから守る条例 第2条より

子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、近年インターネット等の急速な普及や価値観の多様化、ストレスなど、児童を取りまく環境が大きく変わり、いじめの態様も複雑化していることを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、「いじめはしない、させない、許さない」という姿勢を示し、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

（いじめの禁止）

すべての児童が笑顔で通える学校にするためにどんな理由があっても、相手を嫌な気持ちにさせたり、傷つけたりするようなことをしてはいけません。また、本校の児童はほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置してはいけません。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域、その他関係する人々との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

（家庭との連携）

児童一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「いのちを尊ぶところ」や「他者を思いやる気持ち」を育むためには、家庭での取り組みも重要です。さらに、近年インターネットやSNSの急速な普及によって学校だけでは対応できないことがあります。よって、学校と家庭が連携していじめの未然防止に取り組むとともに、いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童双方の保護者を支援し、家庭と連携して、問題をよりよく解決していきます。

（地域との連携）

いじめを未然に防止していく上では、日頃から地域の中で児童が様々な機会を通じて、多様な価値観を持つ大人たちと接し、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要です。そのため、本校は天神委員会や世話人会、また地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

（児童会活動）

「えがおあふれる学校づくり」のために、児童会活動・学級会活動等を通して「あいさつ運動」等の児童が自ら行ういじめ防止運動を支援し、児童とともに、いじめ防止に向けて取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

（1）いじめの未然防止のための取り組み

- ・児童の豊かな情操と思いやりの心を養い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じ、学校教育目標『一人ひとりの心とからだを大切にし、たくましく育てる～かかわる力を育てる～』の具現化をめざします。

- ・児童の自己有用感や自己肯定感を育むために、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っているという自覚をもてる機会を作ります。
- ・児童が、自主的に行う児童会活動・学級活動に対する支援を行います。
- ・交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る活動の推進に協力します。
- ・いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員で共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることから、一人一人を大切にした授業づくりを進めるとともに、児童の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる集団づくりを進めていきます。

(2) いじめの早期発見のための取組み

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ①児童対象 学校生活アンケート調査（年２回）、学年作成アンケート（年１回）
 - ②個人面談（教育相談）を通じた学級担任による児童からの聴き取り調査
(必要に応じ、随時)
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ①学級担任や児童支援担当(いじめ防止担当者、教育相談コーディネーターを含む)等その他の職員との面談
 - ②スクールカウンセラーとの面談
- ・学校に相談・通報のあった事案や藤沢市子ども相談フォームに挙げた事案は、「天神小学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有・対応検討に努めます。
- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を学校以外にもできるように、相談窓口を次に記載します。

藤沢市いじめ相談ホットライン 0466-25-2500

藤沢市いじめ相談メール

<https://www1.fujisawa-kng.ed.jp/index.cfm/1,1264,8,15.html>

24時間子どもSOSダイヤル（県立総合教育センター） 0120-0-78310

0466-81-8111

(3) いじめの早期解決のための取組み

- ・いじめを発見、またはその疑いがある行為を発見した場合は、すぐにいじめをやめさせます。その後、「天神小学校いじめ問題対策委員会」に報告し、組織的に対応します。

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、いじめを受けた児童に寄り添い、その後いじめを行ったとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認します。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、その再発を防止するため、複数の職員やスクールカウンセラー等がいじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童にも指導及び支援を行い、また、その保護者に対しても助言を継続的行います。
- ・ 必要に応じ、教育委員会や警察等の外部機関とも連携しながら、適切・迅速な対応を行います。

（４）道徳教育・人権教育・体験活動の充実

いじめにつながらないように生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの道徳性を育みます。そのために、学校における全ての教育活動のみならず、地域や放課後におけるすごし方等、様々な場面を通じていのちを大切にする心をはぐくむ教育の展開を図るための取組を進めます。また、児童が主体的に取り組む体験活動を通じて「自分を大切にするとともに、他の人を大切にする」という人権意識や、自分の行動を律する規範意識を醸成します。

（５）情報モラル教育の推進

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、携帯電話やスマートフォン、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。

３ 「天神小学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法及び藤沢市子どもをいじめから守る条例に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「天神小学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

（１）「天神小学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、児童支援担当（いじめ防止担当者、教育相談コーディネーターを含む）、支援教育部、養護教諭、スクールカウンセラー

※ その他必要に応じて、専門的知見を有する第三者の参加を柔軟に検討します。

（２）活動内容

- ・ いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・ いじめに関する相談・通報への対応
- ・ いじめの判断と情報収集
- ・ いじめ事案への対応検討・決定
- ・ いじめを受けた児童の支援、いじめを行った児童に対する指導・支援

- ・ いじめを受けた児童の保護者との連携、いじめを行った児童の保護者との連携
- ・ いじめ事案の報告
- ・ 学校いじめ防止対策基本方針の策定、見直し

(3) 会議の開催

必要に応じて随時開催します。

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがあると認められる場合は、直ちに教育委員会に報告・協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「いじめ調査委員会」の構成

- ・ 校長、教頭、児童支援担当（いじめ防止担当者、教育相談コーディネーターを含む）、支援教育部、養護教諭、スクールカウンセラー、その他必要と認める者

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・ 発生した重大事態のいじめ事案に関する調査を行います。
- ・ 調査中においても、いじめを受けた児童の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた児童が欠席を余儀なくされている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。
- ・ 調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適切に情報提供及び説明をします。
- ・ 教育委員会への調査結果報告をします。

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・ いじめの未然防止の取組みに関すること
- ・ いじめの早期発見の取組みに関すること